

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年7月14日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 6件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電機(B)機関No. 18シリンダの吸気管継ぎ手部から微量の凝縮水の滴下を確認した。拭き取り実施、受けパン設置済み。当該部を点検・修理。なお、非常用ディーゼル発電機の機能に影響なし。	
2	4号機	換気空調補機常用冷却水系冷凍機(C)の点検時、羽根車とシール材の隙間が管理値を超えていることを確認した。当該部を修理。	
3	5号機	所内蒸気系補助建屋入口圧力調整弁バイパス弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
4	5号機	低圧炉心スプレイ系系統流量指示計に指示不良を確認した。当該計器を点検・修理。	
5	6号機	復水脱塩装置(F)塔出口導電率計の点検時、グラウンド部とパッキン押さえナットの締付け不良を確認した。当該部を修理。	
6	その他	可搬型海水モニタNo. 1検出器の動作不良を確認した。当該検出器を点検・修理。	